

別表2 総合評価方式 評価項目 (簡易(提案)型)

改整第1号

本工事は、開削工法により上水道配水管の入替を行う工事である。当該施工箇所は、小学校正門の前面道路で通学路線である。児童送迎車両や通行者の往来が多いため、通行車両や児童を含む歩行者への安全対策が重要である。また、工事施工中は交通規制が想定されるため、具体的な施工時等の交通規制方法とその工夫及び周知徹底が必須である。さらに現道には既設水道管、ガス管及び下水道管が埋設されていることから、損傷事故防止対策が求められる。これらを踏まえた提案を求めたい。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評価点	
【企業の技術力】					
同種工事の実績	過去１０ヶ年度の同種類工事の実績の有無 （新潟県・新発田市の発注工事での実績。但し請負金額が500万円を超える工事）	新潟県・新発田市の発注工事の実績あり	1.00	／ 1.00	
		実績なし	0.00		
工事成績	新発田市発注工事において過去３ヶ年度の当該発注工種工事成績評定点の平均点	80点以上	4.00	／ 4.00	
		75点以上 80点未満 評点＝4.00×（平均点－75）／5	4.00 ～ 0.00		
		実績なし	0.00		
		65点以上 75点未満 評点＝2.00×（平均点－75）／10	0.00 ～ －2.00		
		65点未満	－2.00		
		新発田市発注工事において過去３ヶ年度の当該発注工種工事成績評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし 65点未満		0.00 －1.00
	優良工事表彰等	過去３ヶ年度の新潟県・新発田市優良工事表彰又は新潟県優良工事証の有無	優良工事表彰あり	0.50	／ 0.50
			優良工事証（地域機関交付）あり	0.25	
上記以外			0.00		
ISO認証取得	技術資料等の提出期限現在有効なISO 9001又はISO 14001の認証取得の有無	ISO 9001 及び ISO 14001 の両方の取得あり	0.50	／ 0.50	
		ISO 9001 又は ISO 14001 のいずれかの取得あり	0.25		
		取得なし	0.00		
【配置予定技術者の能力】					
技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	１級土木施工管理技士 又は １級建設機械施工技士	0.50	／ 0.50	
		２級土木施工管理技士（土木） 又は ２級建設機械施工技士	0.25		
		その他	0.00		
同種工事の実績	過去10ヶ年度の同種類工事の実績の有無 （新潟県・新発田市）の発注工事での実績。但し請負金額が500万円を超える工事）	新潟県・新発田市の発注工事の実績あり	1.00	／ 1.00	
		実績なし	0.00		
優秀技術者表彰等	・新発田市、新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無 ・新発田市、新潟県発注工事における過去３ヶ年度の工事成績評定点８０点以上取得工事の実績の有無	優秀技術者表彰あり	0.50	／ 0.50	
		優秀技術者証（地域機関交付）あり又は表彰等はないが、主任技術者又は監理技術者として８０点以上取得工事の実績あり	0.25		
		上記以外	0.00		
《健康経営の推進》 WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進における実績	〔対象制度〕WLB企業認定等の有無 ①ハッピー・パートナー企業 ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤ユースエール認定	いずれか２つ以上の認定等あり	0.25	／ 0.25	
		いずれか１つの認定等あり	0.12		
		上記以外	0.00		

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評価点
------	------	------	----	-----

【地域貢献度】

災害時における活動実績等	・過去3ヶ年度の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な消防団協力事業所	新発田市内における活動実績あり（国・新潟県の実績含む）	1.50	／ 1.50
		消防団協力事業所	0.50	
		実績・交付なし	0.00	
維持管理実績	過去3ヶ年度の公共除雪（実績①）、緊急漏水修理（実績）又は維持修繕（補修）実績の有無は、新発田市との契約のみ有効とし、公共除雪（実績②）は、新発田市内における国、新潟県又は新発田市との契約を有効とする。	次のいずれかの実績が新発田市内であり（1）公共除雪（実績①）及び維持修繕（補修）の両方の実績あり（2）緊急漏水修理（実績）及び維持修繕（補修）の両方の実績あり	1.50	／ 1.50
		公共除雪（実績②）又は緊急漏水修理（実績）のいずれかの実績が新発田市内であり	0.38	
		維持修繕（補修）の実績が新発田市内であり	0.25	
		実績なし	0.00	

【地域精通度】

実働拠点	新発田市内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無	新発田市内に主たる営業所あり	0.50	／ 0.50
		新発田市内に従たる営業所あり	0.25	
		新発田市に主・従たる営業所なし	0.00	
地域調達	すべての下請負（一次・二次）における市内企業活用の有無（対象下請負は500万円を超えるもの）	すべての下請負（一次・二次）が市内の企業 又は 下請負なし	2.25	／ 2.25
		すべての下請負（一次・二次）が県内の企業	0.50	
		上記以外	0.00	

【簡易な施工計画】

【簡易な施工計画】	発注者が指定した「施工上の課題」への対応的確性 (複数の課題を設定した場合でも、評価の合計は最高9点とする。)	課題への対応が的確に図られた、独自の工夫が見られる内容である。	9.00	3者で評価し、その平均点を評価とする。 ／ 9.00
	【施工上の課題】	課題への対応が図られた、一部独自の工夫が見られる内容である。	6.00	
	① 通行車両や児童を含む歩行者への安全対策	課題を理解した対応であり、一般的な工夫が見られる内容である。	3.00	
	② 具体的な施工時等の交通規制方法とその工夫及び周知徹底	工夫が見られない内容である。	0.00	
施工上の課題に係る技術的所見	③ 既設埋設管の損傷事故防止対策			
技術評価点 合計				／23.00

【技術評価点の減点措置及び評価に係る入札参加・無効条件】

1. 技術評価点が0点に満たない者は、入札を認めない、指名しない等の措置を行う。

【評価項目及び評価基準に係る注意事項】

1. 評価項目及び評価基準の補足事項
 - 1) 「工事成績」の平均点は、「小数点以下第3位切り捨て2位止」として評価を判定する。また、平均点が65点以上80点未満の場合の評価は、評価基準欄の算定式により求め、「小数点以下第3位四捨五入2位止」とする。
 - 2) 「配置予定技術者の能力」に係る評価は、配置予定技術者が複数の場合、最も低い評価（これに係る評価の和が最低）となる者の評価とする。
 - 3) 配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者、現場代理人、工事実績情報システム(CORINS)に登録されている担当技術者」とする。

- 4) 「災害時等における活動実績」の活動実績とは、新発田市内における以下のものをいう。（ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。）
- 緊急性を要し、指示書等で対応した活動
 - ・災害復旧工事の応急工事等（査定等の前に実施しているもの）
 - ・災害時の点検、パトロール等
 - ・災害支援活動等
- 5) 「災害時における活動実績等」の消防団協力事業所とは、新発田市の実施要綱によるものとする。
- 6) 「維持管理実績」の公共除雪（実績①）、公共除雪（実績②）、緊急漏水修理（実績）又は維持修繕（補修）実績とは、新発田市内における以下のものをいう。（ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。）
- 公共除雪（実績①）とは次のとおりとする。
 - ・単価契約などによる市道の除雪作業
 - ・新発田市と契約した公共施設の除雪又は屋根の雪下ろし業務
 - ・新発田市と福祉対策として契約した民間の屋根の雪下ろし業務
 - 公共除雪（実績②）とは次のとおりとする。
 - ・単価契約などによる国道、県道、市道の除雪作業
 - ・新発田市と契約した公共施設の除雪又は屋根の雪下ろし業務
 - ・新発田市と福祉対策として契約した民間の屋根の雪下ろし業務
 - 緊急漏水修理（実績）とは下記（①②）のいずれにも該当するものをいう。
 - ①配給水施設維持修繕委託契約を締結していること。（契約書の添付は必須）
 - ②緊急道路漏水修理月別表の当番月に、当番者自らが出動していること。（ただし、チーフ又はサブの別は問わない）
 - 新発田市と契約した維持修繕（補修）の実績。
 - ・道路や河川等の修繕（補修）、除草等
 - ・送水管、配水管及び給水装置（道路分）の維持修繕業務
- 7) 「MLBの推進における実績」には、対象制度の登録証、認定証等の写しを添付する。
2. 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方
- 1) 工事実績等に係る「過去10ヶ年度」
- 技術資料等の提出期限の前年度から過去10ヶ年度遡った年度の4月 1日から技術資料等の提出期限
 - 例. 技術資料等の提出期限が令和5年6月20日の場合の過去10ヶ年度は、平成25年4月1日～令和5年6月20日
 - （補足：この例の場合は、平成25年4月1日以降、元請として完成・引渡し完了した工事であること。）
- 2) 工事成績等に係る事項
- 技術資料等の提出期限の前年度から過去3ヶ年度遡った年度の4月 1日から、技術資料等の提出期限から1ヶ月を遡った日の前月末までの期間（月単位）
 - 例. 技術資料等の提出期限が令和5年6月20日の場合は、令和2年4月1日～令和5年4月30日の間に完了した工事成績
3. 評価項目及び評価基準等
- 1) 「同種工事の実績」の同種・類似工事の範囲については、下記のとおりとする。
- 上水道又は簡易水道における配水管及び導水管入替工事の施工実績があり、下記の条件を満たすもの。
開削工事において、PEP管の管径(φ)=100mm以上で、延長(L)=300m以上布設した施工の実績。
- 2) 「実働拠点」における主たる営業所とは、原則として建設業法第3条第1項に規定する営業所とする。
- 3) 「地域調達」については、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する市内の企業及び県内の企業を評価の対象とする。
- 市内の企業とは、市内に本社（店）を有する企業。県内の企業とは、県内に本社（店）を有する企業。